

取適法及び振興法の改正について

令和 8 年 1 月
東北経済産業局
取引適正化推進室

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性（まとめ）

1. 法の厳正な執行

- ① **中小受託取引適正化法【取適法】**（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）
 - ② **受託中小企業振興法【振興法】**（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）
 - ③ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）
- ※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で検討中。

2. 民間の自主的取組の後押し

- ① **価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施）に基づく、「**発注者リスト**」公表、**迅速な注意喚起、指導・助言**
- ② 価格転嫁を阻害する**商習慣の見直し**（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）
- ③ 取引適正化のための**自主行動計画**（31業種・88団体 ※2025年12月時点）の**改訂・徹底**
- ④ **パートナーシップ構築宣言**(83,172社 ※2025年12月24日時点)の**周知・実効性の向上**
- ⑤ **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（2025年12月改正）の**周知・徹底**

3. 取引実態の把握・相談対応

- ① **取引Gメン**（約330名）が取引実態をヒアリング（年間1万件以上）
- ② **取引かけこみ寺**（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間1万件以上）

4. 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

- ① 国等の契約の基本方針（2025年4月閣議決定）等を踏まえた、発注者側から少なくとも**年1回以上の協議の促進、低入札価格調査制度や最低制限価格制度**の導入拡大・活用（総務省を通じ自治体へ周知。導入状況の見える化・公表）。
※価格交渉促進月間の発注者リストで67自治体が公表されたことを踏まえ、適切な対応を求める文書を総務省から自治体へ発出（8月5日）
- ② **令和8年度予算編成**における、**経済・物価動向等の適切な反映**。令和7年度補正予算の**重点支援地方交付金**の活用。

取適法について

中小受託取引適正化法の概要

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

義務

発注内容を明示する義務 (発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2 年)

支払期日 (受領後 60 日以内) を定める義務

遅延利息 (14.6%) の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延 (手形払等の禁止)

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買ったたき

不当な給付内容の変更・やり直し

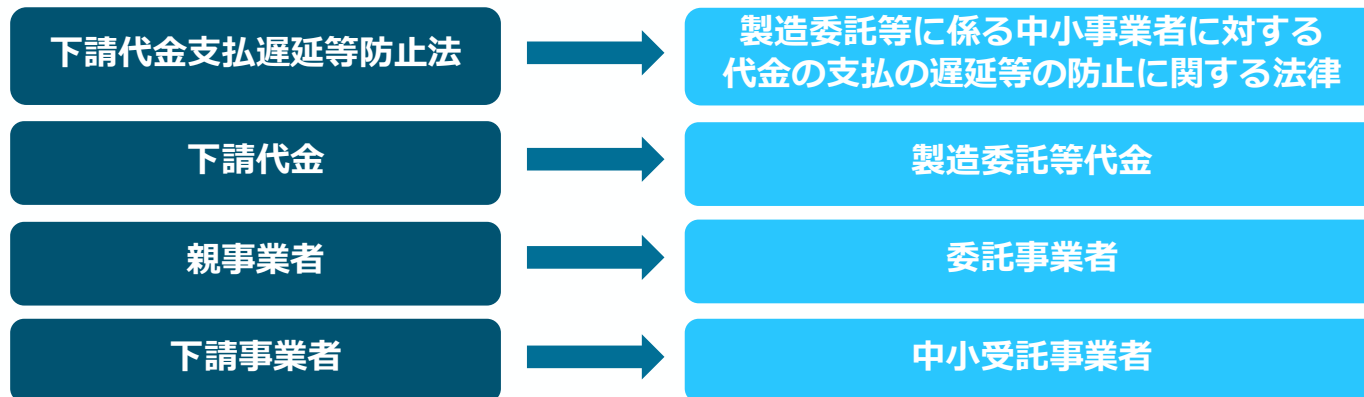
購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

取適法改正ポイント（2026年1月1日施行）

法律の題名・用語の変更



適用対象の拡大

- **適用基準に「従業員基準」を追加**
従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- **対象取引に「特定運送委託」を追加**
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

- **「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止**
代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます
- **「手形払」等を禁止**
手形払が禁止されるとともに、その他の支払い手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

- **事業所管省庁に指導・助言権限を付与**
事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等（木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品）が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

取適法の改正事項の概要

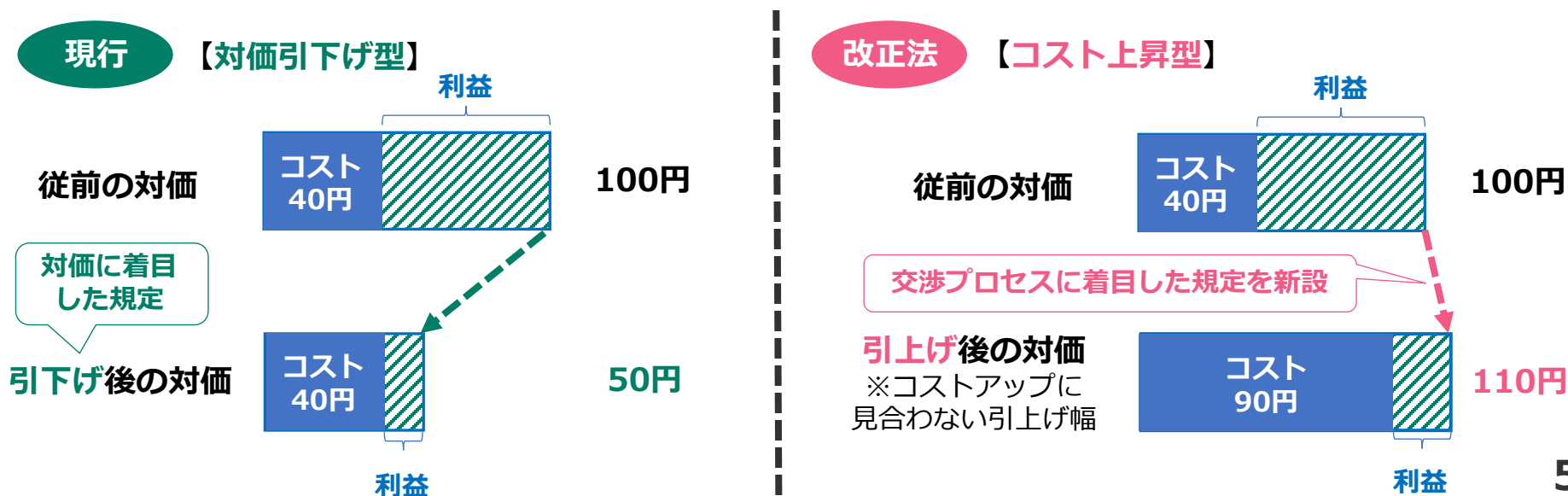
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



取適法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

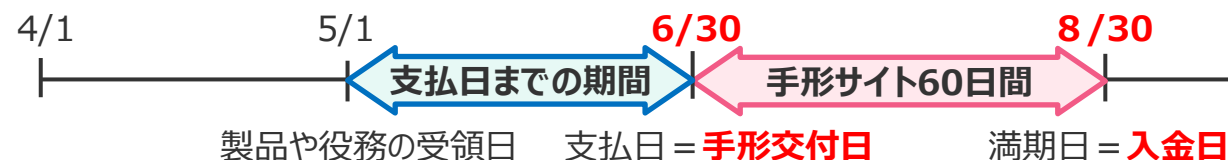
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

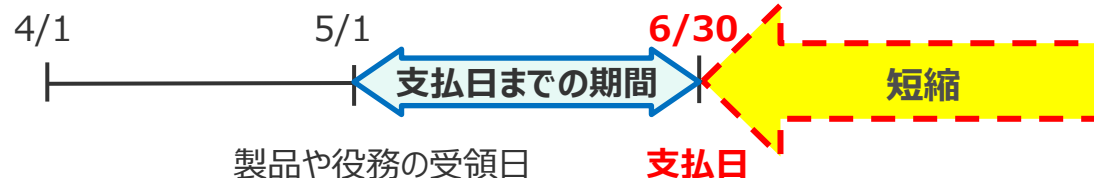
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

取適法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



取適法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

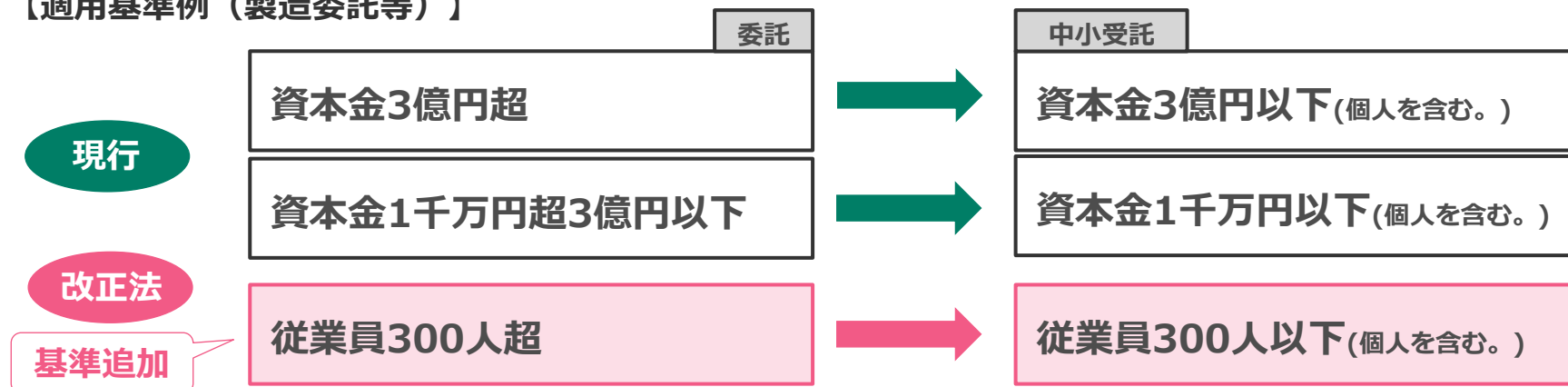
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



(参考) 従業員基準の整理表

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。

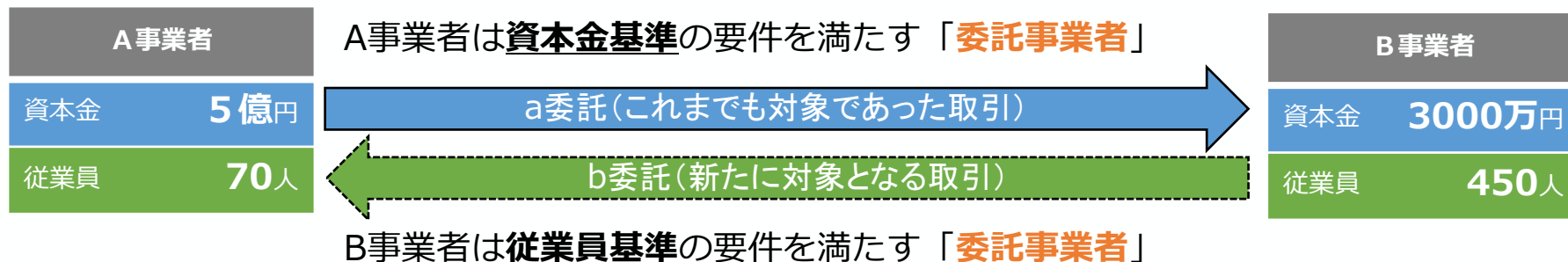
○ : 要件を満たす × : 要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金 (※)
×	×	適用対象外

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは、当該事業者の賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

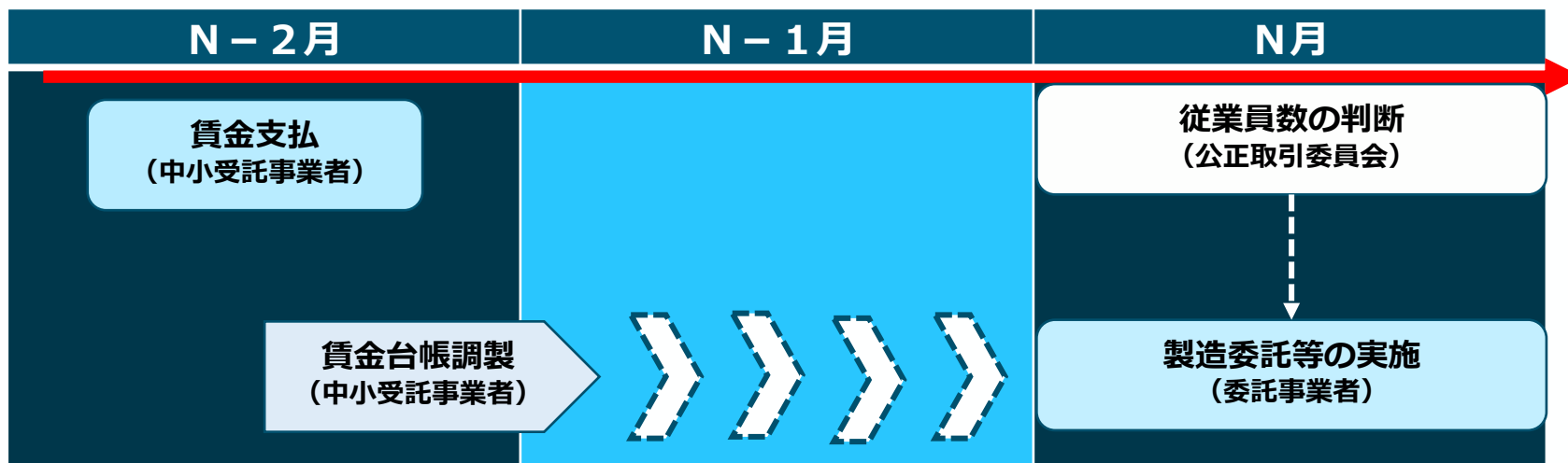
「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

※委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。

※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。

※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例 ※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする



振興法について

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

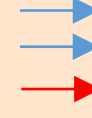
情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い



中小受託事業者	資本金3億以下(個人含む)
	常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い



中小受託事業者	資本金5千万以下(個人含む)
	常時使用する従業員100人以下(個人含む)

具体的な措置

① **経済産業大臣**が中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須(約8万社が宣言)。業界団体の自主行動計画(31業種・88団体)にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勧奨**。

③ **調査、公表** (例: 価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」(発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体)を公表)

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

法改正をふまえた「振興基準」の改正（令和8年1月1日施行）

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の取引先も含めた事業者間の協力**や、サプライチェーンの**深い層を含む**、**サプライチェーン全体で付加価値向上**を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の**不適切な取引事例は行わないこと**や、**手形払いの禁止**、**サプライチェーン全体での支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「**契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないよう発注内容を明確化**」「**発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（事業者1→2→3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

※改正振興基準は中小企業庁HPからご確認できます→

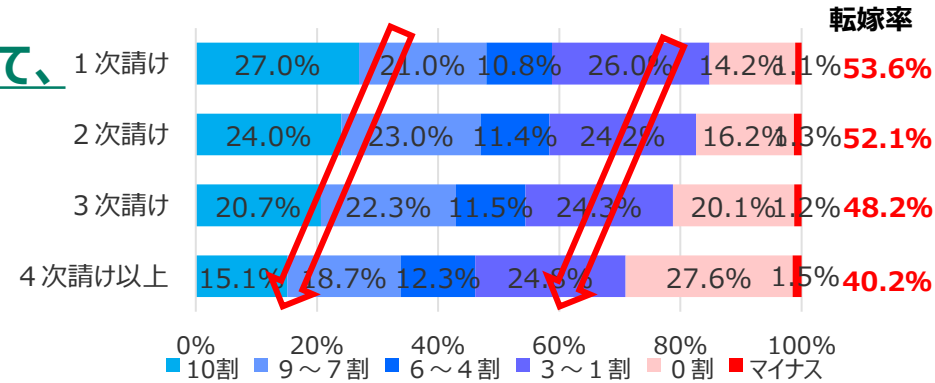


振興法の改正事項の概要① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

課題① (サプライチェーンの深層における取引適正化対策)

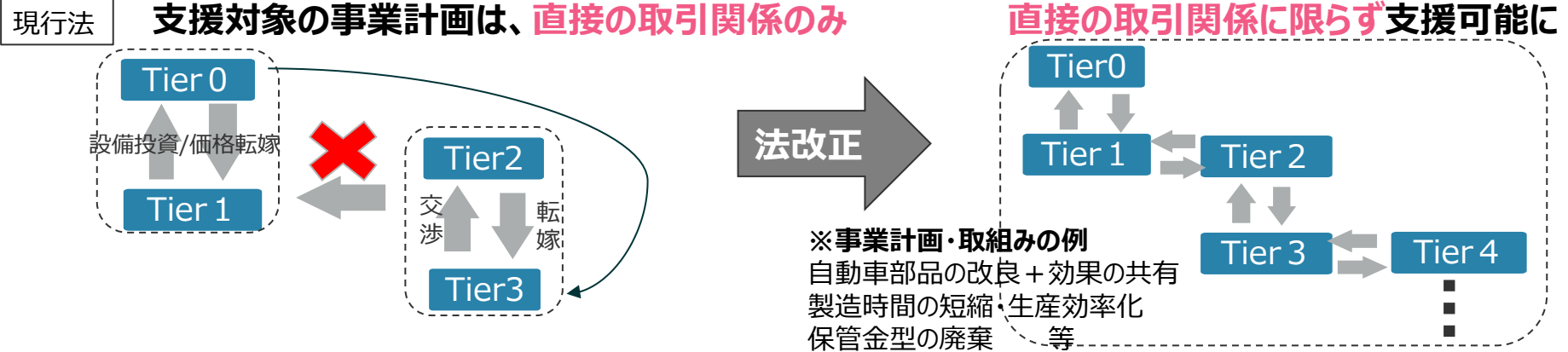
- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、**価格転嫁割合が低い。**(価格交渉促進月間(2025年3月)結果)
- **直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない**商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率



改正内容① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

【第5条関係】



- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ**

課題② (地方公共団体における取引適正化対策)

➤ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

<取組例>

- ① **パートナーシップ構築宣言** (発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社) の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② **宣言企業への補助金加点等のインセンティブ**
- ③ **価格交渉セミナー**の実施

※**パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組**
「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議 (令和7年2月)」資料2-3



改正内容② (国・地方公共団体の責務規定新設)

【新第23条関係】

◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている取引かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- **取引Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果**を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、**主務大臣による指導・助言**を実施。
⇒ **取引方針が改善される等、一定の効果**あり。
- 他方、**何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者**も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、**どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分**な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）**ことができる旨を規定。
⇒ **価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。**
※取適法違反事業者に対しては取適法に基づき対応。

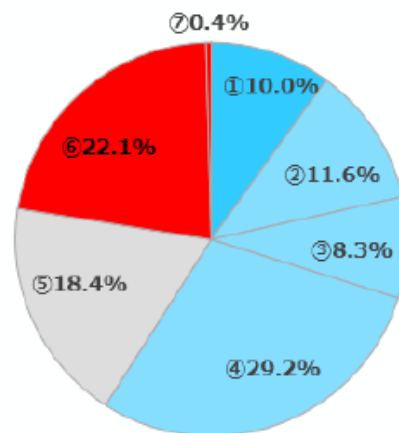
課題④ (i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

- トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり (価格交渉促進月間 (2025年9月)、商流の源 (発荷主-元請運送) から価格転嫁を推進する必要。

⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。

- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

※トラック運送業の価格転嫁の状況[コスト全般]



転嫁率：
34.7%

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤価格転嫁不要
- ⑥0割
- ⑦マイナス

改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ ①発荷主-運送の取引 (下請法と同様) ②従業員の大小関係がある委託事業者 (取適法より広い) を追加。

⇒ 中小企業同士等、取適法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第1条、第2条等関係】

◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」

「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」

適正な取引のためには、価格交渉をすることが大切です。 労務費を反映した価格交渉、始めませんか？

(参考)

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、発注者・受注者各々の採るべき行動、求められる行動を公表しています。価格交渉の申し込み様式例と併せてご活用ください。

労務費の転嫁にかかる12の行動指針



労務費の適切な
転嫁のための価
格交渉に関する
指針

採るべき行動／求められる行動	
発注者	受注者
① 本社(経営トップ)の関与	① 相談窓口の活用
② 発注者側からの定期的な協議の実施	② 根拠とする資料は最低賃金上昇率等の公表資料とすること。
③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること	③ 賃上げ要請のタイミング 価格交渉を申し出やすいタイミングや、受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う	
⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと	④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示すること。
⑥ 必要に応じ考え方を提案すること	
発注者・受注者の双方	
① 定期的なコミュニケーション	
② 交渉記録の作成、発注者と受注者双方での保管	

指針に沿わない行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公正取引委員会において独禁法・取適法に基づき厳正に対処。

価格交渉の申し込み様式例

労務費、原材料費、エネルギー費それぞれを明示する様式例です。今後の交渉にぜひお役立てください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)別添

価格交渉の申し込み様式(例)

御見積書

(発注者) 御中

〇年〇月〇日

(受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名(例:業務名、品番、件名)

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格(素材費、部品購入費等)

(例)

材料・品番	単価	数量	金額	(備考)旧単価(円) / 単価上昇率(%)
.....				
小計			円	

2 エネルギーコスト(電気代、ガス代、ガソリン代等)

(例)

電気代	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考)単価 上昇率(%)
.....					
小計				円	

3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

(例1)

改定前の 労務費総 額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績(定期昇給、ベースア ップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売 上比率	金額
円		%	円

(例2)

現在の労務 費単価 円/人・日	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
	人・日	%	円
小計			円

4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費等

小計	円
----	---

価格転嫁に前向きな企業も多く存在します。 価格交渉、始めませんか？

(参考)

- 「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業も価格転嫁・取引適正化に前向きです。是非、価格交渉を始める切っ掛けとしてご活用ください。



パートナーシップ構築宣言とは

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先との連携・共存共栄を進めること等を、「発注者」側の立場から宣言するもので、既に約8万社の企業が宣言しています。

パートナーシップ構築宣言ホームページ <https://www.biz-partnership.jp>

「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業を検索できます。取引先が宣言していませんか？



- 「価格交渉促進月間」フォローアップ調査では価格交渉・価格転嫁の状況が公表されています。また、価格転嫁・取引適正化に積極的な**企業のリスト**が公表されています。是非、価格交渉を始める切っ掛けとしてご活用ください。

受注企業と発注企業の
元気を願って一句。

発注側が受注側からの価格交渉に応じるのはもちろんのこと、
発注側から自ら積極的に声がけし、協議を行うことも重要です。

3月と9月は/
価格交渉促進月間